

2009年7月度の相談の状況について 「社員に向けられる企業の刃…手口は解雇」

1. 労働相談の概況

(1) 相談者数・相談項目数について

7月の相談者数は53人となり、前月より45人、前年同月より24人の減となりました。また、相談項目数は86件で前月より69件減少し、昨年1月以来18ヶ月ぶりに100件の大台を割りました。1人当たり項目数は1.62件で前月より0.04件多く、今年の累計より0.09件少なくなっています。

(第1表) 【1～7月相談者数と相談項目数の対前年比較】 (人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	累計
相談者数 (人)	今年	108	153	100	96	79	98	53	687
	前年	55	79	101	111	62	85	77	570
相談項目数 (件)	今年	172	257	171	189	148	155	86	1,178
	前年	92	134	154	185	104	124	130	932

(2) 男女別、雇用形態別相談者数について

資料一 1 「09年7月 相談者数(雇用形態・男女別、業種別)、処理内容」
資料二 2 「2009年 雇用形態別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」

① 男女別相談者数は男性32人、女性21人で、およそ3：2の比率で男性が多数となりました。

前月に比べて男性が23人、女性が22人減少しました。

② 雇用形態別の相談者数は「社員」18人(構成比34.0%)、「社員外(契約社員、パートタイマー、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣の合計)」30人(同56.6%)、「不明その他」5人(同9.4%)となり、前月と比べていずれも減少しました。

相談者の減少は「社員」の女性14人(82%)、男性12人(44%)が最も大きく、「社員外」では5雇用形態で男性12人、女性8人が減少し、「嘱託」の相談者は0になりました。他方、「臨時」「季節」で男性3人、「派遣」で女性1人が増加しました。「不明その他」では男性2人、女性1人の減となりました。

(3) 業種別相談者数について

資料三 3 「2009年 業種別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」

相談者53人は13業種と「分類不能・その他」に分布し、前月と比べて1増1減となりました。
相談者は「製造業」「金融保険・不動産業」で5人増加した他はいずれも減少しました。

10人以上の相談者があったのは「卸・小売業、飲食店」(12人)、「分類不能・その他」(10人)の2業種で、前月、10人以上の相談者があった「建設・設計・重機業」「医療福祉・医薬品業」「その他サービス業」の相談者は7～10人減少して1～4人となりました。

(第2表) 【主な業種別相談者数と対前月比較】 (人)

	建設設計 ・重機業	製造業	卸小売業 ・飲食店	医療福祉 医薬品業	その他サ ービス業	分類不能 その他	全業種 合計
7月	3	8	12	1	4	10	53
前月	10	5	18	11	13	14	98
対前月	-7	+3	-6	-10	-9	-4	-45

(注) 全合計は本表記載以外の業種を含む全業種の合計

(4) 相談内容について

資料-4 「2009年7月 労働相談（男女雇用形態別・相談内容別）」
 資料-5 「2009年7月 労働相談（業種別・相談内容別）」
 資料-6 「2009年 相談項目別相談件数 月別集計」

- ① 相談件数86件は17相談項目（賃金5項目を一括。以下同）に分布しており、項目数は前月に比べて2増3減となりました。相談件数は2増を含む6項目で8件増加し、3減を含む14項目で77件が減少、差し引き69件の減となりました。このため相談件数10件以上の上位相談項目は「解雇・雇止め・退職」と「就業規則・雇用契約」のみとなり、定番で上位を占めてきた「賃金関係5項目」「差別・嫌がらせ・セクハラ」および「経営問題・労務管理」の相談件数は、前月よりそれぞれ31件、8件、7件減少し、10件を割り込みました。
- ② 男女雇用形態別で相談件数が前月より増加したのは、相談者が増加した「臨時」「季節」の男性と「派遣」女性のみ。相談件数が10件以上となったのは「社員」と「臨時」の男性および「パート」の女性で、「社員」女性と「契約社員」男女は10件を割り込みました。
- ③ 業種別で相談件数が増加したのは「食品加工業」「公務・公共サービス」および相談者が増加した「製造業」「金融保険・不動産業」の4業種。相談件数が10件以上となったのは「卸・小売業・飲食店」「分類不能・その他」および「製造業」で、「その他サービス業」「医療福祉・医薬品業」「建設・設計・重機業」「ビル管理業」は10件を割り込みました。

(第3表) 【主要相談項目の主な雇用形態別・業種別相談件数】 (人)

	男性		女性		全相談件数			卸 ・ 小飲 売食 ・店	分類 不能の 他	製 造 業	ビル 管理 社	その 他の サービス 業	
	社 員	臨 時	契 約	社 員	パ ート	男性	女性	合計					
賃金5項目	5 -9	2 0	0 -5	0 -6	2 -5	7 -17	2 -14	9 -31	1 -11	1 -2	2 +2	1 +1	2 -9
うち賃金未払	(2)					(2)		(2)				(1)	(1)
就業規則・ 雇用契約	3 -1	2 +2	0 -1	0 -4	6 +4	6 -2	7 0	13 -2	3 +1	3 +2	1 0	0 -2	1 -1
解雇・雇止め・ 退職	5 +2	3 +3	1 +1	3 -2	4 0	11 +6	7 -3	18 +3	3 0	4 +4	3 +1	2 +2	2 -1
差別・嫌がらせ・ セクハラ	2 -1	0 0	1 0	0 -4	3 0	3 -1	4 -7	7 -8	2 -1	0 -3	1 0	0 0	1 0
経営問題・ 労務管理	3 0	0 -1	0 0	1 -4	1 -2	4 -2	3 -5	7 -7	3 0	0 -1	0 -2	2 +1	1 -1
全項目合計	23 -24	12 +6	6 -12	7 -20	20 -7	52 -36	34 -33	86 -69	18 -9	17 -1	11 +2	8 -6	7 -20

(注) (1)「全相談件数」「全項目合計」には表外の雇用形態、業種の件数を含む。
 (2)「賃金未払」は賃金5項目の内数で、月例賃金の未払い、賃金控除の合計数
 (3) 増減は前月との比較

- ④ 第3表は上位相談項目と、相談件数上位の男女別5雇用形態および主要5業種の相談件数分布とその対前月増減を示しています。

主要雇用形態の男性では、「社員」「契約社員」の相談が「賃金関係5項目」で5～9件減少し、「就業規則・雇用契約」で4件増加。他の相談項目で1件減と±0。「臨時」の相談は「解雇・雇止め・退職」「就業規則・雇用契約」で増加し、他の項目で1件減と±0のほか、表外で「休業補償」の相談も増加しました。

女性では、「社員」と「パート」の相談が「賃金関係5項目」で5～6件減少したほか「社

員」では他の4項目と合わせて20件減となり、「パート」では「就業規則・雇用契約」で4件増、「経営問題・労務管理」で2件減のほか、2項目で±0でした。

⑤ 主要業種では、「卸・小売業・飲食店」の相談が「賃金関係5項目」で11件減、2項目で各1件の増減、他の2項目は±0。「製造業」は「賃金関係5項目」と「解雇・雇止め・退職」で1~2件増、「経営問題・労務管理」で2件減、他2項目は±0。「ビル管理業」は「賃金関係5項目」「解雇・雇止め・退職」「経営問題・労務管理」で各1~2件増、「就業規則・雇用契約」で2件減、「差別・嫌がらせ・セクハラ」は±0。「その他サービス業」の相談は「賃金関係5項目」で9件減、2項目で各1件減、他1項目は±0。「分類不能・その他」業種の相談は「賃金関係5項目」で2件減、「就業規則・雇用契約」「解雇・雇止め・退職」で2~4件増、「差別・嫌がらせ・セクハラ」「経営問題・労務管理」で1~3件減でした。

(5) 違法状況について

資料-7 「2009年 月別相談内容別違法件数 集計」
資料-8 「2009年 月別相談内容別違法率 集計」

7月の相談では、相談件数86件のうち違法件数は27件、違法率は31.4%となり、平年の違法率(42.1%)に比べて10ポイント以上低く、これまでにない低率となりました。

相談件数の項目別構成比を通常の月と比較すると、通常は全体の15~25%を占める「賃金関係5項目」の相談件数が7月は10.5%、中でも通常は10%以上を占める賃金や残業手当支払いに関する相談が3.5%と極端に少なく、法律で規制されて違法率が高まる項目に関する相談が相対的に少なかったことに起因しています。

2. 7月の雇用情勢

(1) 7月は相談者および相談件数とも、今年の月平均のおよそ2分の1に減少しました。今年4月以降、相談者は100人の大台を割っており、通常夏場の数ヵ月は相談者が減少する傾向にあるものの、7月の結果は、稼働日数が少なく、派遣切りのような深刻な問題がなかった前年1月並みの極端な減少となりました。

このことをどのように評価するか。派遣切りに代表される非正規雇用の解雇問題が落ち着き、職を失った労働者に対する救済措置が一定の効果を持ちはじめた結果と評価できるか。――

相談傾向を検証すると、極端に減少した相談項目は「賃金・手当の不払い・遅配」「労働保険(雇用、労災)」「差別・嫌がらせ・セクハラ」「経営問題・労務管理」であり、これらを主な相談目的とする相談者が減少している反面、「解雇・雇止め・退職」の相談は前月より増加し、問題解決に取り組むためにパートユニオンに個人加入した相談者も前月の2倍以上となり、相談者数の減少は、事態が決して望ましい方向へ進んでいるものではないことを示しています。

(2) 一方で、頻繁に伝わってくる労働現場の状況は、社員の賃金や夏期一時金の減額・カットが一挙に拡大しているというもので、職場で非正規切りが終了し、矛先が社員に向けられてきたことを窺われます。そのような中でも、社員の相談者が前月に比べて60%減少し、社員が約50%を占めていた賃金、労務管理などの相談が殆ど無くなりました。正規社員がこの間見せつけられた、過酷な非正規労働者切り捨ての実態から、相談によって直面する問題解決の方途を見いだすとするささやかな意欲をも萎えさせている可能性があります。

(3) 労働者全般に向けられた広範な賃金、労働条件改悪問題は、労働者の儀性によって企業の収益拡大を図ろうとする経済構造上の要因によるもので、この間の政府の経済政策に起因しています。

労働者に対する差別支配をなくし、豊かな生活を保障して労働意欲を引出し、共に繁栄する経済社会をつくるために、政権交代を実現し、政策転換を図る必要があります。

〔添付資料〕

- 資料-1 「09年7月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）、処理内容」
- 資料-2 「2009年 雇用形態別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」
- 資料-3 「2009年 業種別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」集計
- 資料-4 「2009年7月 労働相談（男女雇用形態別・相談内容別）」
- 資料-5 「2009年7月 労働相談（業種別・相談内容別）」
- 資料-6 「2009年 相談項目別相談件数 月別集計」
- 資料-7 「2009年 月別相談内容別違法件数 集計」
- 資料-8 「2009年 月別相談内容別違法率 集計」